

職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部改正の概要について

第96号議案

令和7年3月7日
任用給与課

■ 概要

「職員の旅費に関する条例」の一部改正に伴い、以下の改正を行う

- 条例第2条第1項第10号（人事委員会規則への委任規定）の新設を契機に、明瞭な題名に改める
「職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則」⇒「**職員の旅費に関する規則**」
- 近接地の廃止や宿泊費の区分変更等に伴い、第3条から第10条まで、別表第2から第4までを削る
- **条例から新たに人事委員会規則に委任する事項**として、**第2条**、**第5条**及び**第6条**を新設
- 職務の級ごとに規定される支給額の変更に伴い、別表第1のアからウまでを統合（各給料表における行政職給料表（一）に相当する職務の級を規定する表）

■ 条例から新たに人事委員会規則に委任する事項

① 旅行者等（第2条）

旅行者に対する旅費の支給に代えて、都から直接、旅費に相当する金額を支払うことができる者（**旅行役務提供者**）を列記

② 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等（第5条）

条例第3条（旅費が支給される場合の規定）に関する**細目**を規定

③ 宿泊に係る特別な事情（第6条）

宿泊料金が基準額を上回る場合においても、実費額を支給できる**特別な事情**を規定

① 旅行業者等

- 旅行役務提供者として、以下9業種を人事委員会規則に規定（政令と同様）

	規定されている業種	想定される支給ケース
1	旅行業の登録を受けた旅行業者	旅行会社を利用して出張の予約を行った場合、交通費及び宿泊費を旅行業者へ直接支払い
2	鉄道運送事業者（JR、私鉄等） 軌道経営者（都電、ゆりかもめ等）	各運送事業者の交通機関を利用した場合、交通費を事業者へ直接支払い
3	船舶運航事業者（東海汽船等）	
4	航空運送事業を経営する者（JAL、ANA、新中央航空等）	
5	一般旅客自動車運送事業者（バス・タクシー会社等）	
6	旅館業を営む者（旅館、ホテル等）	旅行会社等を経由せず、直接ホテルの予約をした場合、宿泊費をホテルへ直接支払い
7	一般貨物自動車運送事業者（引越し業者等） 貨物利用運送事業者	業者を利用して引越しをした場合、引越し代を引越し業者へ直接支払い
8	外国における前各号に掲げる者に相当するもの	外国の運送事業者等に対しても、旅費を直接支払い
9	登録包括信用購入あっせん業者 （クレジットカード会社等）	職員が法人カードを利用して旅費を支払った場合、クレジットカード会社へ直接支払い

② 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等

- 外国在勤職員の配偶者等が、外国旅行中に死亡した場合の旅費の支給対象となる**外国旅行**を規定（政令と同様）
- 現行、**条例**において外国旅行を規定しており、条例改正後はこれまでと**同様の規定**を**人事委員会規則に規定**

第5条 条例第3条第2項第8号に規定する人事委員会規則で定める外国旅行は、条例第18条第1項第2号イ、ロ又はニに規定する場合における外国旅行とする。

■ 条例第18条（家族移転費）第1項第2号イ、ロ又はニに規定する場合

イ 赴任の際旅行命令権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合

ロ イに規定する場合に該当せず、かつ、**赴任後旅行命令権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地**（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）**に移転する場合**

ニ **外国に赴任後旅行命令権者の許可を受け、家族**（イ又はロに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）**を本邦に移転する場合**

【参考】改正後の職員の旅費に関する条例（抄）

八 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は**人事委員会規則で定める外国旅行中に死亡した場合には、当該職員**

② 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等

- ・ 旅費の損失補償について、**その他の事由**を規定（政令と同様）
- ・ 現行、**条例**において損失補償の事由を規定しており、条例改正後はその他の事由として、**職員及びその家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき**を**人事委員会規則に規定**

2 条例第3条第5項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 **条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。**
- 二 条例第3条第1項及び第2項（第1号及び第5号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について**条例第16条、第18条第1項及び第21条第3項に基づく旅費**の支給を受けることができる場合であつて、**当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。**

■ 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者（**職員又はその遺族**）

■ 条例第16条（**転居費**）、第18条第1項（**内国旅行における家族移転費**）及び第21条第3項に基づく旅費（**退職者等の旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えたもの**）

【参考】改正後の職員の旅費に関する条例（抄）

- 5 | 旅費の支給を受けることができる者が、| 旅行命令等の変更（取消しを含む。|）を受け、又は死亡した場合**その他人事委員会規則で定める場合**には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で任命権者が定めるものを旅費として支給することができる。

② 条例第3条に規定する人事委員会規則で定める外国旅行等

- 旅費を喪失した場合に支給する旅費について、**その他の事情**を規定（政令と同様）
- 現行、**条例**において旅費を喪失した場合の事情を規定しており、条例改正後はその他の事情として、職員及びその家族の旅行中における天災、交通事故又は責めに帰することができない事情を**人事委員会規則に規定**

3 条例第3条第6項に規定する人事委員会規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- 二 前項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

■ その他の条例第3条第6項に規定する者

旅費の支給を受けることができる者で、**概算払を受けた旅費額の全部又は一部を喪失した場合に、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給される者**

【参考】改正後の職員の旅費に関する条例（抄）

- 6 | 旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災**その他人事委員会規則で定める事情**により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で任命権者が定める金額を旅費として支給することができる。

【参考】改正前の職員の旅費に関する条例

八 外国在勤の職員の配偶者若しくはパートナーシップ関係の相手方が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第38条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

■ 条例第38条第1項第1号若しくは第2号の規定

- 一 赴任の際、旅行命令権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- 二 外国に在勤中旅行命令権者の許可を受け、同一在勤地について一回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に第4条第3項の規定により旅行命令等を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他やむを得ない事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内の金額を旅費として支給することができる。

③ 宿泊に係る特別な事情

- 都においては、現行、指定宿泊や知事随行等に伴う宿泊等について、宿泊料金が条例定額を上回る場合においても実費額を支給できるよう、**宿泊に係る特別な事情**として**人事委員会**が**包括協議**を受けている
- 国においては、今回の旅費制度の改正に伴い、宿泊料金が基準額を上回る場合においても実費額を支給できる事由を、**宿泊に係る特別な事情**として**財務省令**に規定
- 現在の包括協議事項及び財務省令に規定されている事由について、**人事委員会規則に規定**

第6条 条例第13条第2項に規定する人事委員会規則で定める場合は、現に支払った費用の額が条例第13条第1項に規定する宿泊費基準額を超える場合であつて、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

各号については、次ページ以降に記載

【参考】改正後の職員の旅費に関する条例（抄）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国の職員につき国家公務員等の旅費支給規程 | により定められている宿泊費基準額 | とする。 |

2 前項の規定にかかわらず、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として**人事委員会規則で定める場合**の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

【参考】改正前の職員の旅費に関する条例（抄）

第42条

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情によりまたは当該旅行の性質上困難である場合には、**人事委員会と協議して定める旅費を支給することができる。**

③ 宿泊に係る特別な事情

一 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

- ・ 国においては、国際会議の主催者から宿泊施設の指定がある場合に限定
- ・ 都においては、これまで国際会議に限らず、国内イベント等の主催者からも宿泊施設を指定される例がある
- 宿泊を伴う会議等の主催者から宿泊施設を指定されている場合は、国際会議にかかわらず、宿泊料金の実費額を支給

【参考】包括協議事項（都の現行制度）

宿泊を伴う会議、講習会等において宿泊施設が指定されており、かつ当該職員について条例で定める宿泊料定額をこえる宿泊料金を必要とする場合、宿泊料として当該宿泊料金を支給する。

【参考】国家公務員等の旅費支給規程（抄）

- 2 | 内国の宿泊にあつては、| 旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 一 国際会議（| 「各大臣等」 | が出席するものに限る。）において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- 3 | 外国の宿泊にあつては、| 旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 一 国際会議（これに準ずるものを含む。 | ）において外国政府、国際機関その他国際会議の主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

③ 宿泊に係る特別な事情

二 知事、副知事、東京都議会議員、その他副知事が受けるべき額に相当する額の旅費を支給される者又は指定職職員（この号において「知事等」という。）に随行し、知事等と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

- 国においては、国際会議に出席する各大臣等に同行し、同一の宿泊施設に宿泊する場合
- 都においては、現行、国際会議への出席に加えて、知事等の特別職のほか指定職職員に随行する場合も包括協議により認めている
- 知事等の特別職及び指定職職員に随行する場合は、国際会議への出席に限らず、宿泊料金の実費額を支給
- 近隣の宿泊施設については、随行の目的を達成できる範囲で、必要最小限の宿泊料金とするよう通知で規定

【参考】包括協議事項（都の現行制度）

知事、議員等の特別職又は指定職の職務にある者に随行し、かつ、車中、船中、航空機中並びに宿泊施設において行動を共にする必要がある旅行で、当該職員について条例で規定する鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を超える額の鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を支給する必要がある場合は、当該鉄道賃、船賃、航空賃又は宿泊料を支給する。

【参考】国家公務員等の旅費支給規程（抄）

二 国際会議に出席するため各大臣等の外国旅行に同行する者が各大臣等と同一の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

③ 宿泊に係る特別な事情

三 生徒、児童等（この号及び次号において「生徒等」という。）の修学旅行等に付添い又は引率のため、宿泊施設において行動を共にする必要がある、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊するとき。

四 ホームステイ等を伴う生徒等の旅行に付添い又は引率のため、生徒等の安全の確保や緊急時に速やかな対応を行う必要がある、生徒等の宿泊する宿泊施設と近隣の宿泊施設に宿泊するとき。

- 修学旅行等で生徒等を引率する場合は、宿泊施設においても生徒等の健康管理・安全管理を行うため、生徒等と同一の宿泊施設に宿泊する必要がある
- また、現在生徒等が民泊やホームステイをする事業が行われており、このときは生徒等と異なる施設に宿泊するが、生徒等の安全の確保や緊急時に迅速に対応するため、生徒等の宿泊施設の近くに宿泊する必要がある
- 生徒等と同一の宿泊施設に宿泊する場合、近隣の宿泊施設に宿泊する場合は、それぞれ宿泊料金の実費額を支給

【参考】包括協議事項（都の現行制度）

生徒、児童等の旅行及び見学に付添又は引率のため、車中及び船中並びに宿泊施設において行動を共にする必要がある旅行で、当該職員について条例で定める鉄道賃、船賃又は宿泊料をこえる額の鉄道賃、船賃又は宿泊料を必要とする場合、当該鉄道賃、船賃又は宿泊料を支給する。

③ 宿泊に係る特別な事情

五 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

- 現行、外国旅行については、旅行会社3社以上からの見積り又は複数の宿泊施設検索サイトによる検索により、最も安価となる宿泊施設を選択する場合は、条例定額の2.5倍の額を限度に宿泊料金の実費額を支給
- 財務省令と同様に規定し、詳細な条件を通知で規定することで、宿泊料金の実費額を支給 (改正後は内国旅行も対象)

【参考】通知（イメージ）

- 用務先まで、最も適当な移動手段による所要時間がおおむね30分以内であること。
- 複数の宿泊施設検索サイト、メタサーチサイト又は他社商品も含めて宿泊施設を提供できる旅行代理店を利用して検索すること

【参考】国家公務員等の旅費支給規程（抄）

- 2 | 内国の宿泊にあつては、| 旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- 3 | 外国の宿泊にあつては、| 旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。
 - 四 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

③ 宿泊に係る特別な事情

六 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。

- 国においては、外国旅行について、為替相場の変動や通常予見することのできない事情があつた場合に限定
- 財務省令と同様に規定し、為替相場の変動や通常予見することのできない事情があつた場合は、宿泊料金の実費額を支給

【参考】国家公務員等の旅費支給規程（抄）

五 為替相場の変動その他旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があつたとき。